

## 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 平成26年1月30日(木)午前10時01分～午前11時26分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

### ■出席委員

小島会長 片谷第一部長 田中正 第二部長 木村委員 輿水委員 坂本委員  
田中修三委員 寺島委員 中杉委員 野部委員 平手委員 藤倉委員 守田委員

### ■議事内容

#### 1 答申

「(仮称)八王子インター北SC建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、生物・生態系の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	・ (仮称) 四谷駅前地区市街地開発事業	平成 25 年 12 月 26 日
	・ 都営辰巳一丁目団地建替事業	平成 26 年 1 月 7 日
2 事 後 調 査 報 告 書	・ 東北縦貫線 (東京駅～上野駅間) 整備事業 (工事の施行中その 5)	平成 26 年 1 月 17 日
	・ 二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線第 1 2 5 号線建設事業 (工事の施行中その 4)	平成 26 年 1 月 20 日
	・ 東京都市計画事業六町四丁目付近土地地区画整理事業 (工事の施行中その 2)	平成 26 年 1 月 21 日
	・ 首都圏中央連絡道路 (神奈川県境～一般国道 20 号間) 建設事業 (工事の施行中その 10)	平成 25 年 12 月 24 日
	・ (仮称) トップラン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業 (工事の施行中その 2)	平成 26 年 1 月 20 日
3 変 更 届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田南土地地区画整理事業</li> <li>・ 日野市万願寺第二土地地区画整理事業</li> <li>・ 日野市西平山土地地区画整理事業</li> </ul>	平成 26 年 1 月 20 日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・ (仮称) 目黒駅前地区再開発事業	平成 25 年 12 月 27 日

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

速 記 録

平成26年1月30日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

(午前10時01分開会)

○木村環境都市づくり課長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、また、非常にお寒い中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち、12名の御出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、平成25年度第10回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいるということですので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会を開催します。

本日の会議は、議事次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、受理報告を受けることにしたいと思います。

それでは、「(仮称)八王子インター北SC建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、田中第二部会長から報告を受けることといたします。

よろしく申し上げます。

○田中(正)第二部会長 おはようございます。

それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページ、資料1をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

平成26年1月30日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「（仮称）八王子インター北SC建設事業」環境影響評価調査計画書について  
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをご覧ください。別紙になります。

「（仮称）八王子インター北SC建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

### 第1 審議経過

本審議会では、平成25年11月21日に「（仮称）八王子インター北SC建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は3ページでございます。

### 第2 審議結果

#### 【生物・生態系】

計画地に隣接する八王子滝山里山保全地域には、ホタルの生息が確認されていることから、評価の方法として「光害対策ガイドライン（環境省）」を追加するよう検討すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

3ページが付表、審議経過になります。

以上です。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成25年11月21日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、八王子インター北土地区画整理事業区域内に、商業施設及び駐車場を設置するもので、対象事業の種類は、「自動車駐車場の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

【生物・生態系】についての意見ですけれども、この内容について御説明いたします。

計画地に隣接する「八王子滝山里山保全地域」は、東京都における49番目の保全地域として、平成25年3月に地域指定がなされました。この里山は、ゲンジボタルなど400種もの動植物が生息・生育する貴重な場所でございます。

したがって、事業の実施に当たっては、これらの動植物に十分配慮することが重要となります。

特に、ホテルに関しては、工事の施行中及び工事の完了後において、照明等による影響が懸念されることから、これまでとは別な視点から、評価の方法として「光害対策ガイドライン（環境省）」を追加するよう検討することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域市長である八王子市長からは、意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ありましたらどうぞ。

第二部会のほうで審議をしていただいたのですが、第一部会の委員の皆様で何かお気づきの点がございますか。

よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○片谷第一部会長 片谷でございます。

計画書自体はこれでよろしいかと思いますが、かなり大規模なショッピングセンターですので、ちょうど立地する地域が八王子インターの周辺で、平日でもかなり交通渋滞がある地域ですが、そういった交通への影響についての配慮あるいは渋滞を避けた車が周辺の住宅街に入り込むとか、そういうことに対する配慮をこの計画書とは別に事業者に求めておいてはいかがかと思ひまして、一言申し上げました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局で何かこれに対してのコメントはございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 今の片谷委員の御意見ですが、八王子市からもやはり交通渋滞については意見がついておりますので、その点については事業者のほうに徹底させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点はございますでしょうか。

それでは、ほかに特に発言がないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局から答申のかがみをよろしくお願ひします。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、答申のかがみを読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

25東環審第31号

平成26年1月30日

東京都知事代理

副知事 安藤立美 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「(仮称)八王子インター北SC建設事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成25年11月21日付25環都環第408号(諮問第413号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり知事に答申することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次に受理関係に移りたいと思います。

事務局から報告方、よろしく申し上げます。

○木村環境都市づくり課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

資料2をご覧ください。

今回につきましては、環境影響評価書が2件、事後調査報告書が5件、変更届が3件、着工届が1件、以上を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、担当から御説明させていただきます。

○上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

本日の資料の5ページをご覧くださいと思います。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」の意見書をいただきました結果、評価書案から評価書に変わった段階での関連でございます。

大気汚染から順番にございますので、説明させていただきます。

意見書の内容といたしまして、大気汚染については、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測が寄与率が大きい上に環境基準も超えているということで、これに対する対策ということでございます。

評価書の記載内容ですけれども、最新の排ガス対策型建設機械の使用やアイドリングストップの厳守を作業に徹底することを環境保全のための措置に追加いたしました。

続きまして、騒音・振動でございますが、1つ目として、建設作業に伴う騒音・振動レベルが評価の指標は満足するものの数値が高いということで、隣接する高齢者福祉施設への影響に配慮しろというものでございますが、これについては、環境保全のための措置を徹底するということと、工事の進め方や建設機械の稼働時間を検討して、施設の運営に対して配慮をすることを追加いたしましたものでございます。

2つ目といたしまして、大型車の搬出搬入口を外堀通りに限定した形で計画をつくっておりますので、このことは非常によいことでございますので、せっかくよいことをやるならば、環境保全のための措置に追加したらどうかというものでございまして、これについても追加をいたしましたというものでございます。

続きまして、3つ目、関連車両の走行により、区道の出入口付近の騒音・振動が増加するというので、スムーズな通行を誘導したほうがよろしいのではないかという御意見でございまして、これについては出入口を示す看板等を設置して、スムーズな出入りを誘導することを環境保全のための措置に追加したものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。土壌汚染でございます。

これは現場を見ていただいたことでお分かりだと思いますが、あそこに平山胃腸クリニックという医療機関がございますので、その医療機関が新しいビルに入った場合、土壤汚染を引き起こすのではないかとということで配慮を求めるものでございますが、評価書の記載内容といたしましては、供用後に医療機関が引き続き新しいビルで開業していく場合については、有害物質の適正管理、新たな土壤汚染を引き起こさないように努めるということを環境保全のための措置に追記をしたものでございます。

続きまして、地盤、水循環共通の御意見でございまして、工事の施行中に地下水位の低下や地盤の変形が確認され、工事に起因すると判断された場合の対処の内容でございまして、地盤については、リチャージ工法や支保工の再検討を対策として盛り込んだというものでございます。

水循環については、リチャージ工法の対策などを状況に合わせて実施するというものを追加いたしました。

続きまして、風環境でございますが、防風植栽に加えまして、より一層の防風対策を実施し、事後調査においても、その対策の効果を確認していただくものでございますが、防風植栽について関係機関と協議をして、より効果的になるようにするというものでございます。また、その効果の確認でございますが、確認するとともに、必要に応じて適切な対策を追加するものでございます。

続きまして、7ページ、評価書案でございますが、史跡・文化財については、解体工事に当たって遺跡に影響を与えないように慎重な作業を求めるもの。保存方法について地元教育委員会、新宿区でございますが、関係機関の指示に従うことというものでございますが、これについて評価書では、新宿区教育委員会と協議をしていくというものと、解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行いますということを追記いたしました。

廃棄物でございます。計画建築物に医療機関、先ほどの平山胃腸クリニックでございまして、入居することも考えられるので、特別管理産業廃棄物の処理・処分方法について、環境保全のための措置に記載を求めるというものでございますが、そのことに伴って、評価書のほうでは、発生する産業廃棄物について法令に従い適正に処理・処分することを環境保全のための措置に記載したというものでございます。

事務局から指導してくれということで御意見がついたもので、四谷のブルーの評価書の238ページをご覧いただきたいと思うのですが、これは平手委員から御指摘がございまして、下の全景の写真が、建物の上部のほう途中で切れてしまう写真が載っていたということで、

ここの部分については写真を差しかえまして、全景写真を掲載するようにいたしました。

日影についてですけれども、特に配慮する地域についての記載が漏れていたもので、そこについても記載させたということで、これも事務局指導として承ったものでございますが、そういう形で差しかえをさせていただいたものでございます。

続きまして、本日の資料の8ページ、「都営辰巳一丁目団地建替事業」ということで、これも意見書をいただきまして、評価書案から評価書になるときに反映した部分でございます。

まず、意見書の内容といたしまして、大気汚染については、豊洲測定局における風向・風速の観測結果を用いているけれども、他の測定局と現地の気象調査結果との相関性について解析を行いながら、予測の見直しを行うことというものでございまして、これは豊洲測定局の相関が0.592ということで、非常に低いということがございまして、別途、東陽町局のベクトル相関値を使った結果、0.920に上がったというものでございまして、それで予測をやり直したというものでございます。評価書のほうは、現地調査結果とベクトル相関が高い東陽町測定局に変更し、予測の見直しを行いました。また、施行時に監督員が最新型の建機を使用することを環境保全のための措置に記載したというものでございます。

続きまして、騒音・振動でございますが、1つ目の知事意見といたしまして、施行方法及び使用する建機について精査した上で、十分な環境保全の措置を検討しようというものでございますが、解体工事と除却工事の同時作業時点における予測・評価を追加いたしました。仮囲いのほか、防音パネル等を設置し居住者へ配慮することもいたしますというものでございます。予測の対象時点以外についても、建設機械の稼働台数が多くなると想定される時期に補足的な事後調査を実施することを追記したというものでございます。

2つ目といたしまして、関連車両の走行が計画地南側の走行ルート上のすぐ南側に小学校と保育園があるということで、地元と協議を行いながら、協力可能なことはやっていこうということでございますが、これは区道江307号をできる限り通行しないように計画するというもの、工事完了後は、新規の居住者に対して施設があることを周知いたしまして、安全運転への協力を求めるというものを追記いたしました。

続きまして、9ページ、意見書の内容、地盤でございますが、東日本大震災の発生における影響を把握するために、平成23年以降の地下水及び地盤沈下の状況についてもできる限り調査を実施して、その結果を追加することというものでございますが、これは本編、黄色い辰巳の建替事業の152ページでございますが、24年度までの地下水及び25年度までの地盤変動量の状況をグラフとして追加いたしましたものでございます。152ページを見ていただきますと、新

たにグラフがありまして、24年度からちょっと先の25年度に入ったところまでグラフが追加されております。

続きまして、水循環でございますが、周辺の緑化を極力やっていくとともに、浸透ますや浸透トレンチなどを設けて、具体的な地下浸透に努めるということでございますので、これの具体的な内容や規模を明らかにしろというものでございます。また、水収支を比較検討することによって、定量的な予測をしろというものでございますが、これについては評価書の内容で、雨水流出抑制対策量の具体的な計算結果を表で追記いたしました。これはただいまの黄色い評価書の178ページから179ページに載っておりますので、御確認いただければと思います。179ページは、後から申しました水収支の割合をもとに、そこに絵を載せまして、予測・評価を行ったものでございます。

続きまして、風環境でございます。知事意見は、豊洲測定局の観測結果を用いていますが、他の測定局と現地の気象調査の結果との相関性の解析を行うなどして、必要に応じて予測の見直しをというものでございますが、これについても東陽町局にデータを変更いたしまして、予測の見直しを行ったというものでございます。

続きまして、景観でございますが、樹種の選定に当たって、隣にございます辰巳の森海浜公園との連続性などに配慮した計画となっているので、可能な限り既存樹木の保全や移植を図ることについて具体的に書いてほしいということでございます。

これにつきまして、評価書では、樹種の選定に当たっては、既存樹木や街並み景観との調和に配慮するとともに、歩行者動線を意識しながら地域の景観特性に配慮するというものでございます。また、既存樹木についても、各期それぞれの工事前に樹木調査を行いながら、可能な限り保全または移植に努めることを環境保全のための措置に追加をいたしております。

続きまして、10ページ、知事意見のほうは、自然との触れ合い活動の場では、1つ目として、工事の施行中において、計画地の南側の辰巳団地の敷地に仮設公園を整備するというので、この仮設公園の内容がはっきりしていなかったということで、これを明らかにしようというものでございまして、先ほどの黄色い評価書の本編の281、282ページをご覧くださいますと、仮設公園のイメージを281ページは文面で書きまして、282ページには仮設公園の計画平面図を追加いたしております。

続きまして、2つ目といたしまして、計画地周辺の緑の連続性や歩行者ネットワークの形成に配慮ということで、これについて分かりやすく説明してほしいということをお求めのものです。街路樹などを通じて緑の連続性の確保をするとともに、自由に歩行できる歩

行者動線を縦横に巡らすなど快適な歩行者動線を確保することを環境保全のための措置に記載したというものでございます。

最後に廃棄物でございますが、1つ目として、アスベスト等の特別管理廃棄物の取扱いについて発生量及び処理の状況について明らかにすることというものでございますが、飛散性のアスベストは使われていないということが分かりました。非飛散性のアスベストについては、発生量及び処分量を記載したものでございまして、これは全工期で155m<sup>3</sup>ということが記載されております。

2つ目といたしまして、分別の困難が予想される廃棄物も含まれているということで、その資源化の方策について説明するというものでございまして、コンクリート塊や建設混合廃棄物等の建設廃棄物の再資源化方法について、種別ごとに再利用用途などを説明した表を追加したものでございまして、これは本編の302から303ページのところにその表を追加いたしております。

ということで、評価書との関連、四谷と辰巳は以上でございます。

続きまして、事後調査報告のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の資料の11ページ、「東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業」ということで、これは先日、上野東京ラインという愛称が決まったということが新聞等で報道されておりましたけれども、その事業でございます。

答申をいただいたのが19年6月、受理日が26年1月17日ということでございます。

事業の種類は鉄道の改良事業ということで、東京駅から上野駅間の3.8kmを高架で結ぶということで、新幹線をまたぐ形になるものでございまして、工期はそこにあるとおり、平成26年度までということで、来年の春のダイヤ改正では何とかというようなことが言われているものでございます。

今回は、工事の施行中その5ということで、平成24年度分が報告されております。

調査事項でございますけれども、工事の施行中は建設機械の騒音・振動と廃棄物ということになっております。

1つ目として、騒音・振動ですけれども、建設作業騒音（L<sub>5</sub>）ですが、調査結果は59～64dBということで、予測結果を一部で上回ったが、勧告基準は下回っているというものでございます。その一部の地点でございますが、これについては、ちょうど真ん中あたりになるところでございまして、本日の縦貫線の資料の事後調査報告書の11ページをご覧くださいと図が出ておまして、No.5がちょうど新幹線をまたぐ真ん中あたりになっております。ここの地上部

分で発電機の音がちよつとうるさかったということでございまして、No.5で若干上回ったというものでございます。

建設作業振動 ( $L_{10}$ ) については、予測結果、勧告基準ともに下回っているというものでございます。下回った理由は、使用機械に変更があったということ。予測機械よりも機械が離れた軌道上で稼働していたということが考えられるというものでございます。

続きまして、廃棄物でございしますが、建設発生土等の排出量についてはそこにあるとおりでございまして、再利用率は100%になっております。泥土が多かったということでございしますが、これは建設発生土を泥土として排出したということでございます。しかしながら、22年度よりオールケーシング工法も採用してございますので、今後は泥土の発生を抑制できるということが書かれております。

2つ目といたしまして、建設廃棄物の排出量でございしますが、これは撤去建造物も含むということでございます。予測結果に対して、今回の報告量はそこにあるとおりでございまして、再利用率は混合廃棄物が96%、その他、これはバラストでございしますが、これが99%で、それ以外は100%ということが書かれております。

苦情の有無でございしますが、24年度において、建設作業騒音に関する苦情が12件。これは作業を中断いたしまして、工事内容を説明して、作業空間を防音シートで覆うなど、工夫を加えた結果、御理解をいただいているというものでございます。

その他といたしまして、在来線の騒音の関係ですが、縦貫線の新しくできた橋脚に在来線の騒音が反射してうるさくなったという苦情がございまして、平成22年11月から延々、3年以上にわたって対応しているものがございます。これについては、予測事項は工事の施行中は建設機械の騒音だけでございますので、今回は、本来は報告事項にないものでございますが、長く対応していることもありまして、本編のほうには書かせていただいております。

続きまして、12ページ、「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第125号の建設事業」ということでございまして、答申をいただいたのが11年11月、受理日が今月の20日というものでございまして、高層建築物の新築、自動車駐車場の設置、道路の改築でございます。

東急の二子玉川駅の東側にございます計画地でございしますが、二子玉川東地区再開発事業については、玉川一丁目、二丁目、三丁目、区域が11.2ha、主要用途が商業、業務、ホテル、住宅、駐車場などとなっております。建物の最高高さが151m、工事の期間が27年度までということになってございます。

一方、125号線の建設事業でございますが、総延長が約1km、往復4車線で、これはもう既に交通開放されておりますが、完成が平成23年度というものでございます。

工事の施行中その4ということで、今回、24年度後半から25年度前半までの分が報告されております。

調査事項でございますが、地盤沈下及び地形・地質、水文環境ということになってございます。

調査結果の内容でございますが、地盤沈下及び地形・地質については、掘削工事では、山留壁からの湧水量はほとんど確認されなかったということでございます。

また、地盤の変動幅についても、3～11mmということで、著しい地盤の変動は認められなかったというものでございます。

2つ目、水文環境でございますが、水位観測結果について、No.3でAP+5.89m～+7.96mということ。No.4'でAP+5.68m～+7.09mということで、降雨や季節に連動した水位変動が見られましたが、それ以外は大きな変動はなかったというものでございます。

苦情の有無についてでございますが、水文環境に関する苦情が1件、騒音に関する苦情が17件でございます。

水文環境については、井戸枯れということでございましたが、詳しく調査した結果、本事業の影響とは考えにくいということを説明いたしております。

騒音については、作業内容と今後の改善内容について説明して、御理解をいただいておりますのでございまして、工事用車両の通行に関するものもございまして、作業員に対して朝礼等で注意事項を徹底したというものでございます。

引き続きまして、13ページ、[東京都市計画事業六町四丁目付近土地地区画整理事業]ということで、これは足立区六町でございまして、つくばエクスプレスの六町の駅前のところでございます。

答申日が10年1月、受理日が26年1月21日ということでございます。

計画地は先ほど申しましたとおり、足立区六町一丁目、二丁目、三丁目でございますが、事業区域が69ha。事業が平成28年度までという予定になってございまして、今回が工事の施行中その2というものでございまして、21年度、22年度の分が今回報告されております。

調査事項は、騒音・振動でございます。

調査結果の内容でございますが、騒音の21年度分につきましては、建設作業騒音レベル(L<sub>5</sub>)は掘削工、路床・路盤工、舗装工において予測値を上回ったというものでございます。

予測値を上回った理由としては、土砂とガラをふるい分けるためのバックホウの特有のバケットを振る音が発生したことが影響したということが考えられるというものでございます。

平成22年度調査でございますが、整地工事の騒音レベル（ $L_5$ ）については、予測値、勧告基準ともに下回っているというものでございます。

下回った理由としては、建設機械の距離が予測値（5m）に対して15mとやや遠かったということ。ブルドーザに対して使用機械をバックホウにしたことが影響しているというものでございます。

続きまして、振動でございますが、21年度調査は、建設作業振動レベル（ $L_{10}$ ）でございますが、これは予測値、勧告基準値ともに下回っております。

下回った理由としては、近隣の建物に配慮し、同一箇所における作業の同時稼働を避け、分散させたというものでございます。

平成22年度調査でございますが、振動レベル（ $L_{10}$ ）ですけれども、予測値、勧告基準をこれもともに下回っております。

下回った理由については、22年度と同様で、ブルドーザをバックホウに変えたというものが示されております。

苦情については、そこにあるとおり、ございません。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料、14ページをご覧ください。

「首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道20号間）建設事業」の事後調査報告書になります。

答申日ですが、平成8年10月3日、報告書の受理日ですが、平成25年12月24日になります。

事業の種類は道路の新設。

規模になりますけれども、延長が2.5km。起点が八王子市南浅川町。これが神奈川県との県境になります。終点が八王子市南浅川町（一般国道20号付近）になります。工事予定期間ですが、平成13年度から平成25年度を予定してございます。供用開始年度ですが、平成25年度を予定してございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その10になります。

調査項目は、騒音、振動、植物・動物（水生生物）の3項目になります。

騒音（建設機械の稼働に伴う建設作業騒音）ですけれども、事後調査の結果は69dBということで、評価書の予測値、環境確保条例に基づきます指定建設作業に適用する騒音の勧告基準を下回ってございました。

振動（建設機械の稼働に伴います建設作業振動）についてですけれども、事後調査結果は59dBということで、評価書の予測値（69dB）と環境確保条例に基づきます指定建設作業に適用する振動の勧告基準値（70dB）を下回ってございました。

下回った理由としましては、建設機械の同時稼働台数を極力少なくする。また、建設機械の作業位置を極力、敷地境界付近から遠ざけたというのが理由として考えられます。

続きまして、植物・動物（水生生物）についてですけれども、案内川におきまして、護岸工事のための仮締切工事を実施しましたために、環境保全のための措置として、仮締切範囲において水生生物の個体移設等を実施してございます。

報告書の20ページをご覧ください。

こちらが工事期間の地図になりますけれども、今回、工事期間の中で、青を赤い四角でくくっております①～⑤の地点の水生生物を移設してございます。移設場所としましては、地図の左側のほうにありますけれども、案内川の上流部分、緑の枠でくくってある部分に移設をしている。一遍に移すと大変ですので、順次移設ということで、地図の左上のところに①～⑤でそれぞれ移設時期が書いてございます。

本日の資料の14ページにお戻りください。

工事箇所におきましては、土のうによります仮締切、濁水処理施設（沈殿槽）を設けまして、濁水が河川に流出することを防止して工事を進めてございます。

苦情の有無ですけれども、本件に関しては苦情は特にございませんでした。

続きまして、15ページ、「（仮称）トッパン・フォームズ株式会社八王子工場建設事業」の事後調査報告になります。

答申ですが、平成14年9月17日、報告書の受理日が平成26年1月20日になります。

事業の種類は工場の設置になります。

こちらの計画地ですが、八王子市戸吹町2103番地。先ほどの八王子インター北SCのちょうど西側のほう、新滝山街道の西側のほうになってございます。敷地面積ですが、約4万㎡。建築面積ですが、約16,000㎡になっています。主要用途、こちらは工場で、印刷工場になってございます。工事期間ですが、第Ⅰ期としまして、平成21年10月～平成22年9月。第Ⅱ期工事が平成24年9月～平成25年7月までとなっております。

今回の調査区分ですが、工事の施行中その2となっております。

調査項目ですが、大気汚染、騒音・振動、生物・生態系、廃棄物の4項目でございます。

まず、大気汚染ですけれども、工事用車両の走行に伴います、二酸化窒素の大気中におけ

る濃度でございますが、調査結果は、0.022～0.039ppmということで、予測結果が0.0157～0.0162ppmでございますが、こちらを上回っております。

上回った要因としましては、予測時のバックグラウンド濃度が0.012ppmであったのに対しまして、事後調査時のバックグラウンド濃度が0.015ppmと若干高かったということと、予測地点と事後調査地点が測定機器の設置の都合上、異なる地点で行ったという理由が考えられます。

トッパン・フォームズの報告書の10ページをご覧ください。

こちらの地図に調査地点を示しておりますが、当初予定では、大きな丸になりますが、地点1、地点2で調査をする予定でしたが、測定機器が設置できないということで、実際、機器を設置したのが、真ん中のところに交差点aというものがあると思うのですけれども、この丸の中にありますA、Bの2地点で測定してございます。このAの部分ですけれども、道路の両側が側面となっております、谷底のような形になっておりまして、どうも濃度が高くなりやすい地形ということで、0.039ppmと高くなったと考えられます。

なお、環境基準値（0.06ppm）は下回ってございました。

本日の資料の15ページにお戻りください。

続きまして、騒音・振動ですけれども、工事用車両の走行に伴います道路交通騒音、振動ですが、道路交通騒音の調査結果は、66～68dBということで、予測結果と同等もしくは下回ってございました。また、環境基準も下回ってございます。

道路交通振動の調査結果ですが、昼間が34～43dB、夜間が34～41dBということで、こちらでも予測結果と同等もしくは下回ってございます。また、規制基準も下回ってございます。

続きまして、生物・生態系ですが、こちらにつきまして、資料の修正をまず最初にお願いいたします。

報告書の30ページをご覧ください。

(4)評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討の部分ですが、申しわけございません、3行目のところになりますが、「7月以降も成鳥が観察されていることから」とありますが、「7月」を「8月」に修正をお願いいたします。申しわけございません。

では、本日の資料の15ページのほうにお戻りください。

猛禽類の生息状況ということで、これはオオタカについてでございますけれども、事後調査結果、工事の施行中その1におきまして、平成21年から24年まで繁殖することが確認されてございます。平成25年6月に雛を確認しているのですけれども、その後営巣に関する情報が得

られず、繁殖に失敗したのかなということが推測されてございます。しかし、平成25年8月以降も、この計画地で猛禽類が観察されておりますことから、今後も近傍で繁殖する可能性があるということで、本工事は著しい影響を与えていないと考えてございます。

16ページをご覧ください。廃棄物についてです。

建設発生土の排出量についてですが、事後調査における建設発生土量は16,234m<sup>3</sup>ということで、予測結果(10,600m<sup>3</sup>)を上回っております。建設発生土につきましては、一部(2,275m<sup>3</sup>)は場内で再利用しております。場外に搬出した分、13,959m<sup>3</sup>につきましては、環境基準に適合していることを確認した上で、土木工事業者に引き渡しまして、土木建設工事の埋め戻し土として再利用いたしてございます。

建設工事等に伴い生じる廃棄物の排出量ですけれども、事後調査における建設廃棄物の発生量は、650.5tと予測結果(260.0t)を上回ってございます。

上回った理由ですけれども、トッパン・フォームズの報告の3ページをご覧ください。

土地利用図ということで、工場の平面図がございましてけれども、今回、工場の使い勝手を考えまして、発送場、トラックヤードですが、これは工場の北側にあったのですが、これをⅡ期工場の工場、薄い水色のほうになるのですけれども、東側のほうに移してございます。そのために、もともとあった発送場、トラックヤードのコンクリート等を壊しているということで、コンクリートが発生してございます。また、Ⅰ期工場とⅡ期工場の間通路をつかったために、工場の壁に穴をあけまして、通路をつくっているということで、これらから廃棄物の量が予想より上回った状況でございます。

本日の資料の16ページにお戻りください。

これらの廃棄物につきましては、可能な限り再資源化を行った結果、最終処分量は廃プラスチックの1.0tということで、予測結果57.9tを下回ってございます。

苦情については特にございません。

○上田アセスメント担当課長 続きます、17ページ、変更届でございます。

事業名が豊田南土地区画整理事業ということで、これはJR豊田駅前の区画整理事業でございます。

答申日が古うございまして、60年5月、受理日が26年1月20日というものでございます。

事業の種類は事業名でもございますように、土地区画整理事業ということでございます。この後ろ3件は全部、日野市の土地区画整理事業ということでございます。

所在地が日野市豊田一～四丁目、東豊田一～二丁目などでございます。施行面積が87.1ha、

工事期間が平成2年度～平成30年度ということでございます。

今回の変更届の理由でございますが、近年の厳しい財政状況から、建物移転棟数を減らすということで、事業費を縮減するもので、土地利用計画の一部を変更するというものです。

地権者との合意形成に時間を要したということで、工事期間を変更するというものでございます。

変更内容について、土地利用計画についてはそこにあるとおりでございまして、宅地を少し減らしまして、その分、道路を広げるということをやっております。

工事期間でございますが、平成25年度～平成30年度まで延ばすことになっております。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、土地利用計画及び工事期間の変更でございまして、工事内容及び施工方法に変更がないということで、予測・評価の見直しは行わないというものでございます。

続きまして、本日の資料の18ページをご覧いただきたいと思っております。

[日野市万願寺第二土地区画整理事業]ということで、答申をいただいたのが平成2年7月、受理日が26年1月20日というものでございまして、同じく土地区画整理事業ということで、日野市大字日野、日野本町一丁目、日野本町七丁目の各一部ということで、施行面積が約46haということで、工事期間は平成6年～35年度ということになっております。

変更の理由でございますが、先ほどと同じように、財政事情が厳しいということと、地権者との合意に時間を要したということで、事業期間を延ばすことになっております。

変更の内容でございますが、変更前が25年度いっぱいということだったものが、25年度まで10年間延ばすということでございます。

再評価の結果でございますが、施工方法等に変更がないということで、予測評価の見直しは行わないというものでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、日野市、3件目の変更届になりますが、事業名が日野市西平山土地区画整理事業ということで、答申日が平成2年4月25日、変更届の受理日が26年1月20日となっております。

事業の種類ですが、土地区画整理事業でございます。

この案件ですけれども、工事期間が平成6年度から平成13年度ということで、既に工事期間が終了しておりますが、変更届等の手続が行われておりませんでした。

昨年度ですが、事後調査報告書等が提出されていないなどの手続が未処理の案件の洗い出しを行いまして、行っていないものについては督促をかけたり、早く処理するようにという

ことを行ってきたのですが、その中でこの案件についても処理が行われていないということが判明いたしました。

判明した後ですが、日野市に対しまして現状どうなっているのか。今回手続が行われなかった理由、また、この工事についてどのようなスケジュール感でやっていくのかを確認いたしまして、今回、変更届の提出に至っております。

変更届の提出に当たりましては、日野市のほうから変更手続が遅れた理由、これらを説明しました経過説明の文書もあわせて聴取しております。

これまでの経過及び変更手続が遅れた理由ですけれども、まず、1つ目としまして、バブル崩壊によりまして、地価の大幅な下落によりまして、国道予定地を売却する予定だったのですが、この収入が予想よりも大幅に下回ってしまった。そのために市の負担する金額がふえたということで、事業費調達が困難になったことから事業が止まってしまったというのが1つの理由でございます。

また、平成4年度、事業認可を受けているのですけれども、地元との合意形成に相当時間を要したということで、平成10年から地権者に対して個別の説明を行いまして、平成14年に設計等が決定した。この時点で13年度を超えていたのですけれども、この間については、当初予定の工事を行っていなかったということでございます。

このように、区画整理事業の事業計画が大幅に伸びたこと。また、平成4年度以降、経済情勢の変動によりまして、なかなか事業を安定的に進めることができなかったということから、延期した事業につきまして、事業量のピーク、どの辺に工事が集中するのか。そういうことを見極めることが困難な状況でございました。

その結果としまして、事後調査の報告が平成10年と11年度に行われる予定だったのですけれども、ちょっとこれも出せなかった。また、完了予定の平成13年度の時点で今後の工事の見通しが立たないということで、変更届も出すことができなかったという状況でございました。

そのような中で、平成20年度に国土交通省からの補助金が拡充されるということで、財政的に少し余裕ができた。また、自主財源の確保、道路計画の変更などによりまして、極力支出を抑えることで事業の安定化を図りまして、平成24年度に事業計画が確定したというものでございます。

これによりまして、事業の全体のピークを見極めることが可能になりましたので、工事工程を組むことができまして何とか変更届を提出できる下地ができて、今回提出したという状

況でございます。

今後の対応についてですけれども、日野市としましては、今回提出しました変更届に基づきまして、計画的に事後調査報告書をちゃんと提出すると言っております。

また、環境影響評価の事後調査計画書が提出されてから長期間、現況等の調査が行われていないということがありますので、必要に応じまして、現況調査を適宜行うと言っております。具体的には、陸上植物、動物、水生生物については随分環境が変わっている可能性がありますので、これについては事後調査報告書の中で報告していくと聞いてございます。

今回の変更内容ですけれども、本日の資料の19ページにお戻りください。

先ほどの2件とほぼ同じですけれども、まず、変更内容の1点目としまして、土地利用計画を変更してございます。公共用地につきまして、当初、296,638㎡を287,269㎡ということで、約1万㎡ほど狭くしてございます。宅地も同様で、607,750㎡から598,819㎡ということで、8,931㎡減らしております。それに対しまして、保留地、これは手をつけない部分になりますけれども、変更前が10,000㎡だったものが28,300㎡ということで広げてございます。これによりまして、建物の移転数等を減らしまして、事業費を削減する形になってございます。

工事期間ですけれども、平成6年度～平成13年度のものを平成6年度～平成31年度まで延長する形になってございます。

環境影響評価項目の再評価の結果ですけれども、土地利用計画及び工事期間の延長であるということで、工事内容、施工方法及び環境保全措置に変更がないことから、予測・評価の見直しは特に行ってございません。

また、昨年度、洗い出しを行いました未処理案件についてですけれども、事業者とまだ調整中のものが幾つかあります。それにつきましては、取り急ぎ、こちらのほうで報告できるよう、今、処理を進めているところでございます。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

これで報告などについて事務局に説明いただきました。

質疑応答に入りますが、私からまず、気になったところがありますので、先に質問をさせていただきます。

確認事項になるのでしょうかけれども、東北縦貫線は3年以上にわたってこういう苦情が出て対応しているというのがちょっと気になったのです。今の報告書を見ますと、在来線の列車騒音について、アセスに絡んでもこういう苦情が寄せられているという御報告で、しかも、

気になったというところは、3年以上もこういうことが起こっているというのは余りないことなので、事務局に確認したいと思ったことですが、まず、これは大変入り組んだ場所でしょうから、人数としては大勢の人がこういうことを要求されているのか、苦情を寄せているのか、その辺をまず、確認したいのですが。

○上田アセスメント担当課長 東京駅から上野駅を見ると東側に新幹線があって、西側に京浜東北線とか山手線が走っている形になるのですが、この方は西側にビルをお持ちの一人の方でございます。

○小島審議会会長 分かりました。以前、地下化を要求する問題で集団の訴訟が起きたことを思い出していたものですから、ちょっとお伺いしたのです。要するに騒音は、普通は個人差といいますか、非常にうるさいなと感じる人と、余り感じない方がいるということで、多分、扱いがいろいろ難しいのだと思うのですが、先ほど思い出したものの中でも、こういう人たちが、たくさん申し立てがある場合には、やはり審議会として事業者に対してどうするか、お願いするなり、何かそういうことを考えなければいけないと思っているのが1つでございます。

もう一つ確認したいことは、先ほどの報告書を聞くと、縦貫線が発する音ではなくて、在来線の騒音についての苦情というように受けとめられるのですが、そうしますと、一般には、一般的な公害として扱うのが普通のやり方なのではないかと思うのですが、この辺につきまして事務局の見解をお伺いしたいと思います。

○上田アセスメント担当課長 縦貫線はまだ橋脚ができただけで、まだ試運転も始まっていない状況でございますので、今、お話に出たとおり、在来線だけの騒音でございますので、基本的には、今、ありましたとおり、一般的な騒音公害として、まず、区市町村の窓口にご相談にいらっしゃって、騒音規制法でもそちらのほうが権限を持っていますので、そこから事業者なり何なりに、例えば大きな音を出している工場に対して措置を要求するという話になってくるのですけれども、この方にもそういう説明をしているのですが、なかなか聞き入れてもらえない。これは縦貫線の事業でつくった橋脚のせいなのではないかということで、なかなか聞き入れてもらっておりません。引き続き都のほうに苦情が寄せられているということでございます。

○小島審議会会長 分かりました。これに対しては、普通、市町村長もそうですけれども、事業者も何らかの対応をしているのだと思うのですが、これはJRでしょうか。JRの対応についてはどうなっているのか。

○上田アセスメント担当課長 まず、この方は、JR東日本を相手どって、国の公害等調整委員会に責任裁定を申請しておりますので、今、第三者、公害等調整委員会を挟んで争訟関係になっているものでございます。JRといたしましては、訴えられた以上、審問の場で対応するというを基本にしています。

ただ、騒音対策ですけれども、私どもとしては、縦貫線ができ上がった後、音を測定して、例えば防音壁をつくるとか、吸音材を巻くとかという措置が考えられるし、そういうことが評価書に書かれているので、防音措置を当初の工期よりも前倒しでできないかということもJRに投げておまして、きょうの東北縦貫線の本編の資料の27ページにも書かれているとおり、JRとしては、防音壁の設置前倒しなどを検討しているということを書いてきております。

しかしながら、先日、公害等調整委員会のほうも裁決が出まして、この方の要求は却下されておりますので、今後、委員会から裁判所のほうに争いが移行するようになるという新たな展開も考えられるということございまして、その辺はまだ見通しが立たないところがございますけれども、今のところはそのような状況でございます。JRについては審問の場と防音措置などの環境保全のための措置の前倒しを今、検討しているというところでございます。

○小島審議会会長 状況についてよく分かりました。このアセスに関係する動きがあったら逐次、審議会に報告していただくということで対処したいと思います。よろしく申し上げます。

○上田アセスメント担当課長 分かりました。

○小島審議会会長 それでは、ほかに今の報告に対しまして御意見、御質問等がありましたらどうぞ。

○片谷第一部長 極めて細かいです。辰巳一丁目の評価書で先ほど変更部分の説明をいただいたものにかかわるところですけれども、これは単に図書の記載上の問題です。評価書本編の229ページの風環境にかかわる気象データのところですが、豊洲から東陽町の測定局のデータに変えたという御説明だったのですけれども、その説明が229ページの最初の行ですが、「最寄りの気象データとして」と書かれていて、これは正しくないで、最寄りには豊洲なので、要は最も相関の高い測定局として東陽町のデータを使ったということですから、これは残る本なので、紙でも張っていただければいいと思うのですが、訂正をお願いします。

○上田アセスメント担当課長 そのようにさせていただきます。済みませんでした。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 事後調査報告書ですけれども、トッパン・フォームズの報告書で大気汚染のところを見ますと、いい観測場所がなかったということで、非常に高い事後調査結果が出ているのですが、2つ、もし分かればお聞きしたいのですが、1つは、ここは三叉路のように見えるのですけれども、信号がある交差点なのかどうかということがまず、1点目。

15ページの事後調査報告書では、調査結果は、0.022~0.039ppmと書いてあるのですが、これはこちらの資料を見ると、それぞれ期間平均の2点の値が書いてある。期間は8日間だったと思いますので、日平均で見ても、1回も環境基準を超えなかったのかどうか。それが2点目の質問です。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、1点目、交差点のところですが、三叉路になっていますが、信号はないです。三叉路の横に入っていく部分がほとんどトッパンのほうに入っていきだけの道で、まだ工事中ですので、ほとんど交通量がございません。それと、トッパンの向かい側ですけれども、日清の研究所になっておりますので、そこも一般の車が入っていくことはないということで、ほぼそのままみんな真っすぐ通り抜けている三叉路でございます。

○木村委員 そうすると、交差点でないような感じで今は流れているということですね。

○佐藤アセスメント担当課長 そうです。日平均の細かいデータについては、手元に資料がございませんので、確認させていただきます。

○小島審議会会長 よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 日野市の土地区画整理事業の件ですが、佐藤課長の説明の中で、変更届を出す素地がそろったから出せたみたいな話がありましたけれども、そもそもそういう性格のものなんでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 変更届の考え方として、今、私たちが考えていますのは、変更するに当たっては具体的な変更内容がないとなかなかこちらでも受理できないかなど。工期を延長するに当たって、仮に5年延長するに当たってなぜ5年になるのか。要は工事の具体的な内容がこういう形になったので5年延長しますという形で受理するのがいいのかなど思っております。ですので、なかなか計画が決まらなると、とりあえず、単に5年間延ばしたいというだけで出すという部分もあるかと思うのですが、一応、日野市としては具体的な内容が決まってから出したいという意向だということですが、

○平手委員 そうだとすると、変更の内容が、18年延びているわけですね。余りにも数字としては大きい。そうすると、変更の素地がそろわなければずっと塩漬けのままというか、表に出ないままいってしまうのかという、そういうことなのですが。

○佐藤アセスメント担当課長 実は、その辺のところですが、まだほかにも塩漬けの案件がありまして、それについてどのように処理するか、今、検討してございます。ですので、ほったらかしにできないので、1つの方法として休止届をすぐに出させる。あるいは事業内容を確認して廃止届を出させる、そういうことを今、検討してございます。

ただ、単に工事内容が決まっていなくて、とりあえず10年間延長しますという形になると、また塩漬け案件になってしまう可能性もあるのかなと思ひまして、その辺のところを今、アセス担当のほうで検討中です。

○平手委員 もう一点よろしいですか。

これは今年度、多分、もう終わっている話なのかなと思うのですが、JRの東北縦貫線の話ですが、この資料によると、コンクリート塊が予測よりも事後の調査が10,000t上回っている。こちらのほうを見ると、22年度に掘ってみたら想定外のものが出てきたと書いてある。これはここで過去に議論されたのかどうかちょっと分からないですけれども、10,000tというと、ざっと見積もって4,000m<sup>3</sup>ぐらいですから、これは相当な量で、鉄道の敷地の下に想定外のものが埋まっていたというわけですが、その辺が多少、事前調査でそういうことが見つからなかったのか、あるいは過去にデータがなかったのか。そのあたりの議論をここで過去にされているとすればお聞かせいただければありがたいのですが。

○上田アセスメント担当課長 今、委員がおっしゃったとおり、22年度に報告済みのことですが、地下構造物、既設のフーチングだとか、既設の杭だとか、これはちょうど新幹線の真下のところでございますので、そういうものが非常に多かったと。上野から東京までの新幹線沿いの旧路線のところもありますので、そういうものが非常に多かったということで聞いているところでございます、今のところそういう理由だということで聞いて、22年度の段階では報告させていただいているというものでございます。

○小島審議会会長 事業の延長等については、非常に難しいことがあると思うのですが、大体、今ので処理の仕方等を含めてよろしゅうございますか。

○平手委員 しょうがないですね。

○上田アセスメント担当課長 ただ、これも既に、施設の供用も来年とかということではなっていますので、もう躯体も全部でき上がって、私も御徒町とか神田のところを通ると窓か

らよく見ているのですけれども、今、ちょうどバラストを引いて、線路をつくって、あとは架線を引いたりする附帯の工事、躯体はもう全部でき上がっているのです、これから大きな形でコンクリート塊とかが出ることはないのではないかと考えております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。対応をよろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○中杉委員 近所の話なので、まだ出てきたなということですが、今回の事後報告はそのまままで特にないのですけれども、風環境についての事後調査は計画の中に入っているのですか。そういう例は余り今まで聞いたことがないのですが。

○上田アセスメント担当課長 途中ではなくて、風環境は全部完成した後、対策がある前と、防風植栽とかが成長して、完成の段階になったものと大体、通常ですと、2基準ですので、今、建物を一部でまだ街区のところにつくっているものもありますので。

○中杉委員 一部だけれどもできていて、毎日通ると風速計が回っているのです。横断歩道のところには対策をやったりということをやっているのです、ぜひ出してもらって、予測がどのくらい正しかったか。風の予測はなかなか難しいと思っていますので、そういうものが実際予測したものとどうだという検証をする意味でも、ずっと自動的にはかっているのです、かなりのデータがそろっているはずなのです。それを解析して、出してもらうようにお願いをしてもらえませんか。

○上田アセスメント担当課長 実は、今、委員がおっしゃったとおり、私も現場を見まして、公園のほうは風車がほとんど回っていないのですけれども、建物のエリアに入ってくるとゆっくり回っているところもあれば、気づくぐらいのスピードで回っているところもあって、これは地元の方から言われている風の部分なのかなと考えております。

今、御発言もありましたので、その辺は中間報告的なものを出せる状況であれば、資料としてお出しできればと考えております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○守田委員 二子玉川東地区ですけれども、検討資料にも井戸枯れの話が載っているのです。井戸枯れの苦情がありましたと。それに対して、本工事とはいろいろな意味で関係ないということの説明したということになっているのですけれども、そもそも井戸枯れがいつから起こったとか、あるいは井戸枯れがもとに戻ったのか、場所ですね。そういう情報が全くなく

て、説明したからということですが、地下水の環境で言えば、流動阻害とか、そういうものを含めて、井戸枯れというのは結構大きな問題なわけですね。これは1件だと思いますが。いつごろからとか、場所とか、そういう情報はあるのでしょうか。

○上田アセスメント担当課長 これは計画地、こちらが渋谷で、こちらが川崎方面で、二子玉川駅がございまして、その東側に細長く計画地があるのですけれども、計画地と多摩川に挟まれた位置のおたくの井戸と聞いております。回復したということは聞いておりません。一応、その周辺をボーリングしたりして、地下水の流れなどは全部調べた上で、直接、事業の影響ではないのではないかという結論に達して、本宅の住民の方には御案内したということで聞いております。いつからというのは、23年の冬からだそうです。

○中杉委員 井戸枯れをしたという井戸の深さはどのぐらいですか。多分、これは河川敷ですから伏流水がかなり多くて、浅い井戸であればそんなことは問題ないと思いますので、多分、井戸の深さも影響してくるのかなと思います。

○上田アセスメント担当課長 深さについては具体的な数字を今、持ち合わせていないのですが、お庭に水をやる程度の非常に細い井戸だということでございます。

○守田委員 民家の井戸ですから、恐らく浅い井戸だとは思いますが、事後報告書でこういうことを書いているわけですから、こうこうだからということで、もう少しデータを補足していただかないと、内輪でこんなことで終わりましたという話になっているので、今後はそういうことをお願いしたいと思います。

○上田アセスメント担当課長 分かりました。

○田中（正）第二部会長 今回の二子玉川の件ですけれども、今の質問に関連するかもしれませんが、この地点におけます地下水の推移と地盤変動の調査の期間のことですが、一番最後の別紙2-5を見ると、今回が工事の施行中その4で、この次に事後調査報告が出てくるのが工事の完了後で、平成28年度になっているのです。その間、地下水の水位の測定がされていないような表になっているのですけれども、これは工事の完了後まで調査は継続されるのでしょうか。地盤の変動もあわせてです。それとも、今回のこれでもう水位のデータの取得はしないのかどうか。その辺を確認したいのですが。

○上田アセスメント担当課長 事後調査計画の後ろの表を見ますと、やはりやらないことになっていますので、こういう事案も起こっているもので、例えば分かったのはこれ1件ですけれども、ほかにも何か影響が出ているものがあるかもしれないし、そうではないかもしれないので、その辺を調べさせるように言いたいと思います。

○田中（正）第二部会長 それでいいのですけれども、水位の変動の図が別紙2-6に長期のデータが出ているのですが、全体から見ると、やはりこの地下水の水位はやや低下傾向なのです。それで、今、出ているデータの平成25年10月、11月で雨による水位の上昇があつて、戻っているような傾向が読めるのですが、このときの雨は相当量多いときなのです。その量に比べると上がりぐあいはかなり抑えられているのです。ということは、これだけでもっともに戻ったということは言えないですね。それと、今の井戸枯れの話もありますので、できればずっと工事の完了後まで継続して、地下水と、地盤変動はそう大きく変動はしないと思いますけれども、継続してはかるように指導できるのであれば、そういうように指導していただきたいと思います。

○上田アセスメント担当課長 ただいま御指摘もございましたので、見るとそういうようにも受けとれますので、それは事業者と調整したいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

それでは、そのほかの御意見がないようでございますので、受理報告についてはこれで終わりたいと思います。

○上田アセスメント担当課長 会長、1点だけよろしいですか。

以前御報告したスカイツリーのところの電波の磁束密度が1桁、2桁違うというものがございまして、その後、事業者のほうで再測定をいたしましたところ、データの的には前回御報告したとおり、2桁ぐらい少ない数字で変わりませんでした。

理由といたしまして、その段階で私のほうで報告させていただいた、東京タワーからスカイツリーへ移行した電波発信局、放送局の数が当初予定よりも圧倒的に少なかったということですが、そのほかに判明したことが、ラジオ局の出力が東京タワーに行ったときよりも下がっているという局が2局あったということ。電波の指向性に関して、全方位一緒に出しているのですけれども、単一の指向性があるということで、一番大きな数字をはかり予測値としたために、予測値と実測値で大きな差が出てしまったということでございますが、測定値の誤りはなかったということと、数の桁が小さいほうに触れているということで、御報告をしてほしいということでございますので、ちょっとこの場をかりて、宿題になっていたということもございまして、御報告させていただきたいと思います。

きょういらっしやらないですけれども、黒田先生には御相談いたしまして、御理解、御了解いただいたというものでございます。

○小島審議会会長　ということだそうでございます。御報告ありがとうございました。

それでは、特にそのほかに発言がないようございましたら、これで本日の審議会を終わりたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

傍聴人の方はここで退場をお願いします。

(傍聴人入場、着席)

(午前11時26分閉会)